

次世代育成支援対策推進法に基づく 国立大学法人秋田大学一般事業主行動計画（第5期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日までの5年間

II. 内容

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児休業等の制度について周知を図るとともに、相談窓口の周知・充実を図る。

〈対策〉

平成28年4月～ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間等の制度について職場の理解が得られるよう、学内報等で周知を図るとともに、育児支援等に関する学内相談窓口の周知・充実を図る。

目標2 計画期間内に男性職員の育児休業の取得者を2人以上とする。

〈対策〉

平成28年4月～ 男性の育児休業について職場の理解が得られるよう、学内報等で制度を周知する。

目標3 男性の子育て目的の休暇制度の周知を行い、取得を促進する。

〈対策〉

平成28年4月～ 配偶者出産付添休暇、育児参加休暇等の制度の周知及び情報提供を行うことにより、制度の利用促進を図る。

目標4 子の看護休暇制度等の周知を行い、取得を促進する。

〈対策〉

平成28年4月～ 育児に関する休暇制度の周知及び情報提供を行うことにより、制度の利用促進を図る。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標5 時間外労働を平成27年度実績に対して2%以上縮減する。

〈対策〉

平成28年4月～ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を開催し、働き方の見直しに対する意識啓発を行う。

平成28年4月～ 管理者に対し、時間外勤務の指示方法・管理方法について指導を行う。